

中央図書館開架書架用備品購入について、制限付一般競争入札に付すので、福生市契約事務規則（平成 18 年規則第 16 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 4 年 10 月 19 日

福生市長 加藤 育 男

1 入札に付する事項

- (1) 件 名 中央図書館開架書架用備品購入
- (2) 場 所 福生市大字熊川 850 番地 1
- (3) 営業種目 什器・家具
- (4) 納入期限 令和 5 年 12 月 15 日
- (5) 概 要
ア 開架書架(中置書架) 6～9 段 2～8 連木金混合書架 34 台
2～8 段 2～9 連木製書架 34 台
4 段 21 連円形木製書架 1 台 冊子架 4 台
イ 受付カウンター 半円カウンター 1 台 カウンター 1 台
ウ 机・椅子 閲覧机 33 台 閲覧椅子 83 脚 ロビー円形机 2 台
ロビー椅子 6 脚 記載台・検索台・貸出台 5 台
エ サイン 書架側板分類サイン 99 か所
書架ナンバーサイン 112 か所
置き型各種サイン 38 か所
オ その他備品 ブックトラック、図書返却カート、ソファ等

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、特に指定の無い場合は、その基準日は告示日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 福生市の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、「什器・家具」の営業種目に登録していること。
- (3) 東京都内に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等があること。
- (4) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形若しくは小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- (5) 告示日から開札日までにおいて、福生市で指名停止措置を受けていないこと。

- (6) 「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定義される関係会社が入札に参加していないこと。
- (7) 入札参加有資格者が、入札までに、上記(1)から(6)までの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

3 入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、電子調達システムにおける電子入札サービスにより申請をした後、指定した提出書類一式を、指定した申請場所に申請期間内に提出し、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和4年10月19日(水)午前8時30分から令和4年10月26日(水)午後5時15分まで
- (2) 申請場所 電子調達システムにおける電子入札サービス(添付書類は不要)
- (3) 提出書類は次のとおりとする。なお、指定書式があるものについては、東京都福生市公式ホームページ(<http://www.city.fussa.tokyo.jp/>)からダウンロードを行い、A4サイズで作成すること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(指定書式)
 - イ 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票(表裏両面)の写し
- (4) 提出期間 令和4年10月19日(水)午前8時30分から令和4年10月26日(水)午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)。ただし、土曜日及び日曜日を除く。
- (5) 提出場所 福生市総務部契約管財課契約係(市庁舎第1棟5階)
- (6) その他 電子入札サービスにおける申請と提出書類の提出をそれぞれの期間内に行わなければならない。いずれか一方が期間内に行われなかった場合、入札参加資格は認めない。

4 審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和4年10月28日(金)(午後4時頃予定)に通知する。

5 設計図書等の貸出し

設計図書等の貸出しは、令和4年10月28日(金)から行う。電子入札サービスにおける「発注図書等受領」にて受領すること。

6 設計図書等の質疑等

設計図書等についての質問及び回答は、電子調達システムにおける電子入札サービスにより行う。

- (1) 質疑書提出期限 令和4年11月7日(月)午前10時まで
- (2) 回答予定日時 令和4年11月9日(水)午後5時まで

7 入札及び開札の日時

- (1) 入札日時 令和4年11月14日(月) 午後5時00分締切り
- (2) 開札日時 令和4年11月15日(火) 午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金の納付は、免除する。

9 入札の方法

入札の方法については、福生市契約事務規則に規定するところによる。

10 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札又は明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が入札締切日までに、電子入札システムのサーバーに到着しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの
- (5) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (6) 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (7) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (8) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

11 本契約の締結

この契約は、福生市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第13号)の規定により、福生市議会の議決を要するものである。入札により落札者が決定したときは、当該落札者と仮契約を締結し、福生市議会において可決された後に本契約を締結する。ただし、福生市議会で可決されない場合、本契約は成立しない。

12 契約保証金

契約保証金は、契約金額の10パーセント以上とする。

13 支払方法

完了後一括払い

14 契約条項を示す場所

福生市総務部契約管財課契約係（福生市公式ホームページの『入札・契約』欄に掲載あり）

15 その他

- (1) 再度入札は、最大2回まで実施する。
- (2) 入札参加者が1者に満たない場合は、入札を中止する。
- (3) 入札後は、いかなる理由をもって異議を申し立てることができない。
- (4) 契約書は、福生市指定の物品売買契約書を使用する。
- (5) 入札参加者は、福生市契約事務規則及び福生市競争入札参加者心得（電子入札用）のほか、関係法令等を遵守すること。